

令和7年11月農業委員会総会議事録

令和7年11月25日午後3時00分、令和7年11月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22名

1番	平井	秀樹	委員	3番	佐藤	修司	委員	4番	前田	優考	委員
5番	福士	章逸	委員	6番	金田	公隆	委員	7番	工藤	堅	委員
9番	藤田	善明	委員	10番	小林	政貴	委員	11番	木村	芳文	委員
12番	町田	高司	委員	13番	戸澤	幸彦	委員	14番	石岡	人志	委員
15番	田村眞裕美	委員		16番	岩谷	裕子	委員	17番	成田	毅	委員
18番	小田切	葵	委員	19番	兜森	弘義	委員	20番	高橋	貴志	委員
21番	小田桐武志	委員		22番	種澤	達也	委員	23番	嶋口	千速	委員
25番	小嶋	勇成	委員								

欠席委員 3名

8番	対馬	雅之	委員	24番	石岀千鶴子	委員	26番	川村	陽彦	委員
----	----	----	----	-----	-------	----	-----	----	----	----

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室主幹	野呂 貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 108 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 109 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 110 号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 111 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第 112 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 113 号	地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について

報告第 39 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 40 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 41 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和7年11月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

本日は、東目屋地区、竹内龍雄推進委員にご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくお願いいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号8番対馬雅之委員、24番石岡千鶴子委員、26番川村陽彦委員の3名であります。ただいまの出席者数は22名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。9番藤田善明委員、11番木村芳文委員、12番町田高司委員、以上3委員を指名します。

また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第108号を議題といたします。議案第108号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第108号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件2,973m²、畑8件28,114m²、合計10件31,087m²であります。また、使用収益権関係では、田1件3,293.34m²、畑5件30,857m²、合計6件34,150.34m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る11月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、岩谷裕子委員、成田毅委員、それに私、兜森です。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。7ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号120番について申し上げます。借受人は、農業団体に勤めていた頃、トマトの育苗を経験し、退職後には個人農家の農作業従事者としてトマト栽培に携わりました。自分でミニトマトの栽培にも挑戦してみたいと思うようになり、現在は、ミニトマト栽培の研修生として研修を受けていますが、今回、農地を取得する見込みが立ったため、本申請に至ったと申し述べておきました。今後は里親農家の指導のもと、ミニトマトを栽培することから、技術力等、特に問題はない」と判断しました。8ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号123番について申し上げます。借受人は、農地所有適格法人の代表としてりんご栽培の一連の作業に携わっておりますが、市の改植事業補助金の関係で、個人として農地を貸借する必要が

調査委員長	あることから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題がないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められ、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (戸澤幸彦委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に8ページ、使用収益権関係、受付番号125番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号125番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第108号のうち、使用収益権関係、受付番号125番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
議長	それでは、使用収益権関係、受付番号125番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号125番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第108号のうち、使用収益権関係、受付番号125番を除く申請については、許可することに決定いたします。
	次に、議案第109号を議題といたします。議案第109号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	11ページをお開き願います。議案第109号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畠6件3,374m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 5 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置する住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 6 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 7 番は、住宅の敷地を拡張するものであります。農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 8 番は、農業用倉庫及び農業用車庫で、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 9 番は、農業用倉庫で、農地区分が、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、その他の農地であります。代替地検討をした結果、申請地の他に、転用目的を達成することが可能な土地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 10 番は、農地区分が市街化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、鉄道の駅の北東 529 m に位置する第 2 種農地で、転用目的が住宅の敷地を拡張するものであります。代替地検討をした結果、申請地の他に、転用目的を達成することが可能な土地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議 長

それでは、議案第 109 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 109 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないと認め、議案第 109 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 110 号を議題といたします。議案第 110 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

15 ページをお開き願います。議案第 110 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畠 2 件 80.24 m² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 9 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置す

調査委員長	る住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。所有権関係、受付番号 10 番は、農地区分が市街化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、鉄道の駅の北東 529m に位置する第 2 種農地で、転用目的が住宅の敷地を拡張するものであり、代替地検討をした結果、申請地の他に、転用目的を達成することが可能な土地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 110 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 110 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 110 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 111 号を議題といたします。議案第 111 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 111 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 29,091 m ² 、畠 10 件 48,141 m ² 、合計 15 件 77,232 m ² であります。また、使用収益権関係が、田 4 件 17,486 m ² 、畠 2 件 10,390 m ² 、合計 6 件 27,876 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	21 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 91 番から 24 ページ受付番号 105 番及び 25 ページ使用収益権関係、受付番号 35 番から 28 ページ受付番号 40 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。新規の農地取得について、報告いたします。21 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 94 番について申し上げます。譲受人は、今回売買申請した農地の隣接地で飲食店を営んでおり、食材の物価高騰を受けて多く使用する長ネギやニンニク等を自身で栽培したいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、売買申請農地の所有者の指導のもと、野菜を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。22 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 95 番について申し上げます。譲受人は、農作業受託によりトマト、きゅうり、さつまいも等といった多品目の野菜の耕作を行っておりましたが、作付けにおける制約があることから、農地を取得することで、より自由に作付けし、これまで以上に意欲を持って農業に取り組みたいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、10 年以上にわたり携わってきた野菜栽培の経験を生かし、夫と一緒にトマトを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。26 ページ

小田桐調査副委員長　　をお開きください。使用収益権関係、受付番号 36 番から 28 ページ受付番号 40 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたしました。

佐藤修司委員　　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞
(佐藤修司委員退席)

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 27 ページ、使用収益権関係、受付番号 38 番から 28 ページ受付番号 40 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長　　議案第 111 号のうち、使用収益権関係、受付番号 38 番から 40 番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議　　長　　異議がないものと認め、議案第 111 号のうち、使用収益権関係、受付番号 38 番から 40 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

(佐藤修司委員着席)

議　　長　　それでは、議案第 111 号のうち、使用収益権関係、受付番号 38 番から 40 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な　し)

議　　長　　議案第 111 号のうち、使用収益権関係、受付番号 38 番から 40 番を除く計画案については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 111 号のうち、使用収益権関係、受付番号 38 番から 40 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 112 号を議題といたします。議案第 112 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　29 ページをお開き願います。議案第 112 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 1 件 279.50 m²、農用地区域内農地への編入が 1 件 340 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長

調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。31ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号1番は、認定電気通信事業者が設置する中継施設であることから、農地転用許可は不要であります。32ページをお開きください。弘前市編入の整理番号1番は、申出人が所有する農地で、農振混在地域ですが、今回第三者へ売買することとなり、農地売買等事業を活用するため、農用地区域内への編入の申し出があつたものです。現況からも農用地への編入は妥当と判断しました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議長

それでは、議案第112号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長

議案第112号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないと認め、議案第112号は計画の変更について異議ないと決定いたします。

次に、議案第113号を議題といたします。議案第113号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図案の作成について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

33ページをお開き願います。議案第113号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図案の作成について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域計画の変更について、同条第6項の規定に基づき市長より意見を求められたため、また、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の目標地図の素案の作成について、同法第20条第2項の規定に基づき本会で決定したいため、審議を求めるものであります。34ページをお開き願います。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が7件 1,814.5m²であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

事前調査会では、市で策定した地域計画から除外する農地について検討をいたしました。35ページをお開き願います。今回除外する予定の7件、1,814.5m²の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、これによる他の農業を担うものとして位置付ける農地に変更はないことから、地域計画の変更及び変更に係る目標地図の素案は妥当であると判断いたしました。以上であります。

議長

それでは、議案第113号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長

議案第113号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないと認め、議案第113号は地域計画の変更について異議がないものとし、また、目標地図案について、原案のとおり決定いたします。

次に、報告第39号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 37 ページをお開き願います。報告第 39 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 51,616 m²、畑 14 件 77,314 m²、合計 24 件 128,930 m² であります。なお、届出理由につきましては、39 ページから 42 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長 報告第 39 号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 次に、報告第 40 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 43 ページをお開き願います。報告第 40 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 123 m² であります。なお、届出理由につきましては、45 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長 報告第 40 号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 次に、報告第 41 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 47 ページをお開き願います。報告第 41 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 16,257 m²、畑 1 件 2,926 m²、合計 5 件 19,183 m² であります。なお、解約理由につきましては、49 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長 報告第 41 号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 36 分]